

ご加入の際にご注意いただきたいこと

■告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)

ご加入者には、ご加入に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

■通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務)

ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合と、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

■先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■もしも事故が起きたときは

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。ご通知が遅れますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

賠償事故の場合、引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

■ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

【お申込みいただいた後には…】

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により引受保険会社に申請いただき、引受保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。なお、当制度のご利用は被保険者が個人の場合に限られます。詳細につきましては引受保険会社にご照会ください。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

このパンフレットは概要を説明したものです。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

お申し込み/お問い合わせは

〈取扱代理店〉

株式会社全労済ウィック

【本社】

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2階
TEL.03-3299-0023 FAX.03-3299-0029

【豊田支所】

〒471-0833 愛知県豊田市山之手8-131 全労済豊田会館4階
TEL.0565-27-1770 FAX.0565-27-1790

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1丁目18番6号
TEL.03-3504-2898 FAX.03-3504-2948

〈現地取扱代理店〉